



5 利用上の注意

- ・原則として歩行者及び自転車の通路を4m以上確保し、安全かつ円滑な通行ができるよう配慮してください。また、必要に応じて交通誘導員等を配置してください。
- ・視覚障害者用誘導ブロックを妨げないよう注意してください。
- ・路面や工作物等を損傷しないように注意し、事業終了後は、速やかに原状回復してください。
- ・活動時の音量は、周辺の方の迷惑にならないよう配慮してください。特に、住宅地に隣接している場所については、細心の注意を払ってください。
- ・計画書等の提出前には、必ず、背後地となる住民や商業団体に対して事業内容を説明し、承諾を得てください。



6 問い合わせ先

公共空間利活用全般のこと

浜松市まちなか政策課

住所：浜松市中央区元城町 103-2
(本庁舎 6F)
TEL:053-457-2095

公園のこと

浜松市公園管理事務所

住所：浜松市中央区上島 6-19-1
(四ツ池公園内)
TEL:053-473-1829

道路のこと

浜松市中央土木整備事務所

住所：浜松市中央区北寺島町 617-6
TEL:053-457-1018

道路使用許可のこと

浜松中央警察署(交通第一課規制係)

住所：浜松市中央区住吉 5-28-1
TEL:053-475-0110

駅前広場の設備のこと

一般財団法人浜松まちづくり公社

住所：浜松市中央区中央 1-2-1
(イーステージ浜松オフィス棟 7F)
TEL:053-457-2611

新川モールの利用のこと

指定管理者
株式会社HACK

TEL:050-1751-6937

ソラモの利用のこと

指定管理者
浜松まちなかマネジメント(株)

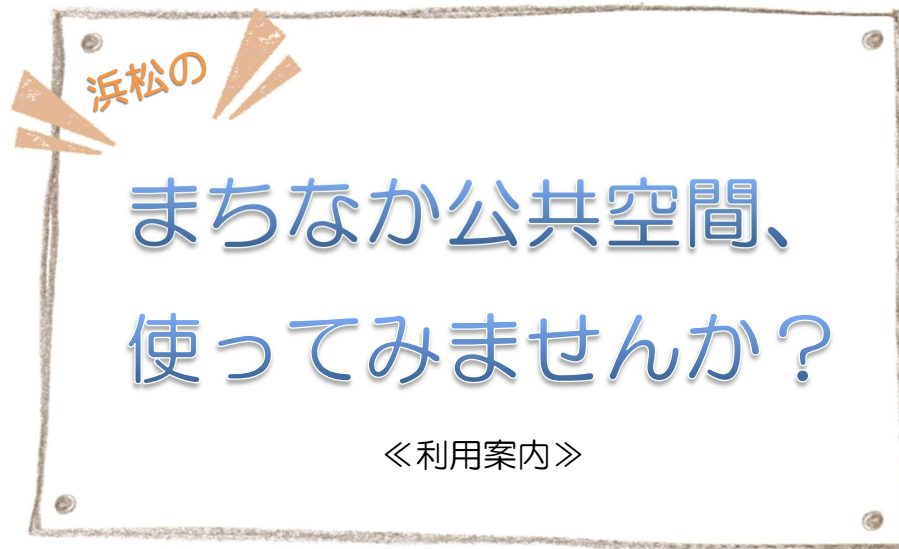
TEL:053-459-6622 (ソラモ専用回線)

浜松駅北口地下広場の利用のこと

一般財団法人浜松まちづくり公社

TEL:053-457-2611

浜松市産業部まちなか政策課
TEL:053-457-2095 / FAX:053-457-2283
E-mail:machinaka@city.hamamatsu.shizuoka.jp R8.4 発行



1 公共空間の利活用について

浜松市では、中心市街地のにぎわい創出を目的として、道路や公園などの公共空間の利活用を進めています。中心市街地のステキな公共空間で、「みんなで楽しめること」「みんながワクワクすること」をしてみませんか？

対象エリアや手続き等は次のとおりです。浜松市のホームページから各申請様式（一部を除く）をダウンロードすることができます。

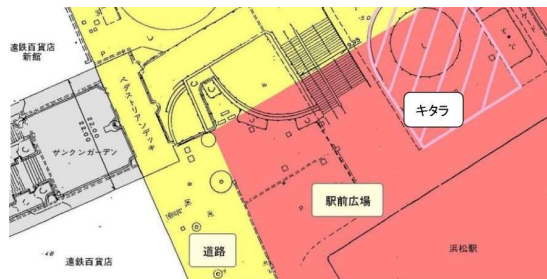
2 対象となるエリア

赤い太線で囲まれたエリアが対象です。



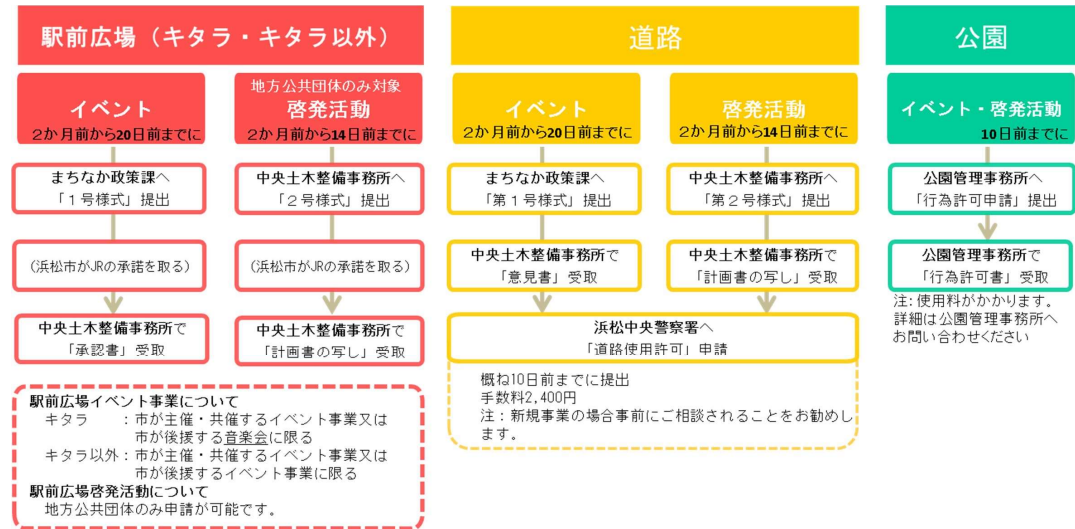
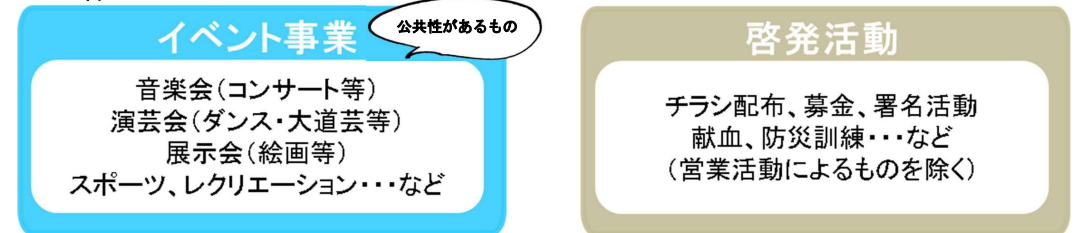
駅前拡大図

- 凡例
- 赤い太線 … 駅前広場
 - 斜線 … 駅前広場のうちキタラ
 - 黄色 … 道路
 - 緑 … 公園



3 手続きの流れ

次のフローにしたがって、各申請様式と添付書類を関係部署へご提出ください



4 添付書類一覧

添付書類 申請書類 (⇒提出先)	事業企画書	会場平面図 (位置図・見取図)	近隣住民(自治会)や商業団体 からの承諾書	南土木整備事務所 からの意見書
第1号様式 (⇒まちなか政策課へ) 「浜松まちなか公共空間利活用 希望計画書」	○	○	○ 駅前広場(キタラ・キタラ以外)は除く	
第2号様式 (⇒中央土木整備事務所へ) 「浜松市まちなか公共空間 利活用(道路・駅前広場)計画書」		○		
行為許可申請 (⇒公園管理事務所へ)	○	○		
道路使用許可申請 (⇒浜松中央警察署へ)	○	○		○